

## 岐阜県結核予防費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、結核の早期発見・早期治療により感染の予防を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第58条の3の規定に基づき学校又は施設の設置者（以下「学校等の長」という。）が支弁する費用に対し、法第60条の規定に基づき、予算の範囲内で、学校等の長に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している

個人又は法人等

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象費用等)

第3条 補助金の交付の対象となる費用、補助基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書及びその添付書類の様式は、別記第1号様式のとおりとし、補助金の交付を受けようとする学校等の長は、申請書等を学校又は施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。ただし、複数の保健所の管轄内に学校又は施設を設置している学校等の長にあつては、主たる学校又は施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、別に定める。

3 補助金の交付を受けようとする学校等の長は、前3項に規定する補助金の交付申請にあたって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第5条 保健所長は、前条の申請があつた場合は、規則第5条の規定により補助金の交付決定を行い、規則第7条の規定により補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、その内容を通知するものとする。

る。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

2 規則第6条第2号の保健所長の定める軽微な変更は、100分の20を超えない補助対象事業の事業費総額の減額変更その他補助目的の達成になんら支障を来さない事業計画の変更とする。

3 補助事業者が規則第6条第2号及び第3号の保健所長の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げるとおりとし、学校等の長は第4条第1項に定める手続きに準じて行うものとする。

- 一 補助事業内容変更承認申請書 別記第2号様式
- 二 補助事業中止(廃止)承認申請書 別記第3号様式

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第4号様式のとおりとし、学校等の長は報告書等を学校又は施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。ただし、複数の保健所の管轄内に学校又は施設を設置している学校等の長にあっては、主たる学校又は施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、別に定める。

3 第1項の報告を行うにあたって、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 保健所長は、前条の報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補

助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 保健所長は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。ただし、保健所長が特に必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いの方法により交付することができる。

(補助金交付請求書)

第11条 請求書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第6号様式)を提出するものとする。

2 保健所長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の実施計画)

第13条 やむを得ない理由により交付決定前に健康診断を実施する学校等の長は、別記第7号様式により、補助金の実施計画を学校又は施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

2 前項の計画の提出を受けた保健所長は、提出があった計画の内容を審査し、適当であると判断した場合には、当該学校等の長に承認した旨を通知するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第21条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に定める期間に相当する期間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、その補助事業が完了した年度の翌年度以後15年間とする。

(補助金の交付事務)

第16条 補助金の交付に係る事務は保健所長が行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、昭和60年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和62年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、昭和61年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、平成11年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、平成12年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、平成14年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、平成

20年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、平成21年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用するものとし、令和5年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

別表（第2条関係）

補助対象費用	補助基準額	補助金の額
<p>学校等の長が法第53条の2第1項の規定により、当該年度内において行う健康診断のために必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、公課費</p>	<p>次の各項目の延受診者数に当該項目ごとに知事が別に定める額を乗じて得た額の合計額</p> <p>(1) レンズカメラによる間接撮影  (2) 70mmミラーカメラによる間接撮影  (3) 100mmミラーカメラによる間接撮影  (4) 直接撮影  (5) 喀痰検査</p>	<p>次の額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額</p> <p>(1) 補助対象費用の支出額  (2) 補助基準額  (3) 総支弁費用から寄付金その他の収入額を控除して得た額</p>

別記第1号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

保健所長 様

住所

氏名（法人等の名称及びその代表者名）

年度岐阜県結核予防費補助金交付申請書

年度岐阜県結核予防費補助金を交付されるよう岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 年度岐阜県結核予防費補助金所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書及び所要額明細等
  - （1）結核健康診断事業計画及び所要額明細（別紙2）
  - （2）結核健康診断所要額積算内訳（別紙3）
- 4 添付書類
  - （1）年度歳入歳出予算書（見込書）抄本  
（注）予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入するとともに責任者の証明を付すること。
  - （2）その他参考となる資料

別紙1

年度岐阜県結核予防費補助金所要額調書

(単位：円)

総事業費 (A)	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む) (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	補助対象費用 の支出予定額 (D)	補助基準額 (E)	補助基本額 (F)	補助所要額 (F) × 2/3 (G)	備 考

- (注) 1 「収入予定額」 (B) 欄には、実費徴収予定額を含めて計上すること。
- 2 「補助所要額」に1円未満の端数を生じたときは切捨てること。
- 3 「補助対象費用の支出予定額」 (D)、「補助基準額」 (E) には、別紙2の「支出予定額」 (a)、「補助基準額」 (b) の合計額をそれぞれ転記すること。「補助基本額」 (F) には、差引額 (C) と別紙2の「補助基本額」 (c) の合計額の少ない方を転記すること。

別紙 2

結核健康診断事業計画及び所要額明細

区 分		受診人員	支 出 予 定 額	補 助 基 準 額	補 助 基 本 額
		人	円 ( a )	円 ( b )	円 ( c )
健 康 診 断	間接 撮 影	レンズカメラ			
		70mmミラーカメラ			
		100mmミラーカメラ			
	直接撮影				
	喀痰検査				
合 計					

(注) 「補助基本額」(c)については、健康診断のそれぞれの区分ごとに判断するものとし、「支出予定額」(a)、「補助基準額」(b)のうちいずれか少ない額を記入すること。

ただし(c)の合計欄については、区分ごとに選定した額の和を記入すること。

別紙 3

結核健康診断所要額積算内訳（備品購入品目）

品 目	支 出 予 定 額		備 考
	数 量	金 額(円)	

- (注) 1 本事業の対象費用として、5万円以上の備品を購入する場合に記入すること。
- 2 「備考欄」に、品目の必要理由を記入のこと。

年度 歳入歳出予算書抄本

歳 入

(円)

科 目	予 算 額	備 考

歳 出

科 目	予 算 額	備 考

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住所

氏名（法人等の名称及びその代表者名）

別記第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

保健所長 様

住所

氏名（法人等の名称及びその代表者名）

年度岐阜県結核予防費補助金に係る事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- |   |             |   |   |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金交付申請額    | 金 | 円 |
|   | 補助所要額       | 金 | 円 |
|   | 既交付決定額      | 金 | 円 |
|   | 差引今回追加（△減）額 | 金 | 円 |
- 2 年度岐阜県結核予防費補助金所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書及び所要額明細等
- （1）結核健康診断事業計画及び所要額明細（別紙2）
- （2）結核健康診断所要額積算内訳（別紙3）
- 4 添付書類
- （1） 年度歳入歳出予算書（見込書）抄本
- （注）予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入するとともに責任者の証明を付すること。
- （2）その他参考となる資料

別紙1

年度岐阜県結核予防費補助金所要額調書

(単位：円)

総事業費 (A)	収入予定額（寄付金その他の収入額を含む） (B)	差引額 (A)－(B) (C)	補助対象費用の支出予定額 (D)	補助基準額 (E)	補助基本額 (F)	補助所要額 (F)×2/3 (G)	既交付決定額 (H)	差引今回追加（△減）額 (G)－(H) (I)	備考

- (注) 1 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額を含めて計上すること。  
 2 「補助所要額」に1円未満の端数を生じたときは切捨てること。  
 3 「補助対象費用の支出予定額」(D)、「補助基準額」(E)には、別紙2の「支出予定額」(a)、「補助基準額」(b)の合計額をそれぞれ転記すること。「補助基本額」(F)には、差引額(C)と別紙2の「補助基本額」(c)の合計額の少ない方を転記すること。

別紙 2

結核健康診断事業計画及び所要額明細

区 分		受診人員 人	支 出	補 助	補 助
			予 定 額 円 ( a )	基 準 額 円 ( b )	基 本 額 円 ( c )
健 康 診 断	間接 撮影	レンズカメラ			
		70mmミラーカメラ			
		100mmミラーカメラ			
	直接撮影				
	喀痰検査				
合 計					

(注) 1 変更を生じた事業については、当初申請内容の上段に ( ) 書で記入すること。

変更理由 ( )

2 「補助基本額」 ( c ) については、健康診断のそれぞれの区分ごとに判断するものとし、「支出予定額」 ( a )、「補助基準額」 ( b ) のうちいずれか少ない額を記入すること。

ただし ( c ) の合計欄については、区分ごとに選定した額の和を記入すること。

別紙 3

結核健康診断所要額積算内訳（備品購入品目）

品 目	支 出 予 定 額		備 考
	数 量	金 額(円)	

- (注) 1 本事業の対象費用として、5万円以上の備品を購入する場合に記入すること。
- 2 「備考欄」に、品目の必要理由を記入のこと。

別記第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

保健所長 様

住所

氏名（法人等の名称及びその代表者名）

年度岐阜県結核予防費補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）の理由

別記第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

保健所長 様

住所

氏名（法人等の名称及びその代表者名）

年度岐阜県結核予防費補助金に係る事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業を完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 年度岐阜県結核予防費補助金精算書（別紙1）
- 3 事業実績書及び精算書明細等
  - （1）結核健康診断費所要額内訳（別紙2）
  - （2）結核健康診断受診人員内訳（別紙3）
  - （3）結核健康診断費精算書積算内訳（別紙4）
- 4 添付書類
  - （1） 年度歳入歳出決算書（見込書）抄本  
（注）決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に明記するとともに責任者の証明を付すること。
  - （2） その他参考となる資料

別紙1

年度岐阜県結核予防費補助金精算書

(単位：円)

総事業費	収入額 (寄付金 その他の 収入額を 含む)	差引額 (A)-(B)	補助対象 費用の実支 出額	補 助 基準額	補助 基本額	補 助 所 要 額  (F)×2/3	補助交付 決 定 額	補助額  (G)、(H)を 比較して 少ない方の 額	補 助 受入額	差 引 額 (△) 不 足 額 (J)-(I)	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	

- (注) 1 「収入額」(B)欄には、実費徴収額を含めて計上すること。  
 2 「補助所要額」に1円未満の端数を生じたときは切捨てること。  
 3 「補助対象費用の実支出額」(D)、「補助基準額」(E)には、別紙2の「実支出額」(a)、「補助基準額」(b)の合計額をそれぞれ転記すること。「補助基本額」(F)には、差引額(C)と別紙2の「補助基本額」(c)の合計額の少ない方を転記すること。

## 別紙 2

## 結核健康診断費所要額内訳

区 分		受診人員 人	実支出額 円 (a)	補 助 基 準 額 円 (b)	補 助 基 本 額 円 (c)
健 康 診 断	間 接 撮 影	レンズカメラ			
		70mmミラーカメラ			
		100mmミラーカメラ			
	直接撮影				
	喀痰検査				
合 計					

(注) 「補助基本額」(c)については、健康診断のそれぞれの区分ごとに判断するものとし、「実支出額」(a)、「補助基準額」(b)のうちいずれか少ない額を記入すること。

ただし(c)の合計欄については、区分ごとに選定した額の和を記入すること。

別紙3

結核健康診断受診人員内訳

区 分	個 所 数	対象人員	受診人員	受 診 率	健 康 診 断		
					間接撮影	直接撮影	喀痰検査
19歳以上学生生徒		人	人	%	人	人	人
高 校 生							
施 設							
合 計							

別紙 4

結核健康診断費精算書積算内訳（備品購入費）

品 目	支 出 予 定 額			収入額(円)	備 考
	数量	単 価(円)	金 額(円)		

(注) 1 本事業の対象費用として、5万円以上の備品を購入する場合に記入すること。

## 別紙

### 参考資料

#### 1 定期健康診断による結核患者等の発見数

区 分	受診人員	発見患者	発見率	発病の恐れ があると診 断された者	発見率
19歳以上 学生生徒					
高 校 生					
施 設					
合 計					

(注) 受診人員は、別紙3の受診人員と一致すること。従って保健所及び医療機関で実施した全ての定期健康診断が対象となること。

発見率は、小数点以下第2位まで（3位以下四捨五入）記入のこと。

年度 歳入歳出決算（見込）書抄本

歳 入

(円)

科 目	決 算 額	収入済額	備 考

歳 出

科 目	決 算 額	支出済額	備 考

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住所

氏名（法人等の名称及びその代表者名）

別記第5号様式（第11条関係）

年 月 日

保健所長 様

住所

氏名（法人等の名称及びその代表者名）

年度岐阜県結核予防費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金を  
下記のとおり請求します。

記

金 円

口座振込先	金融機関名		
	預金の種別		
	口座番号		
	名 義		

（概算払いにより交付を受けようとする場合には、次の表を付記すること。）

交 付 決 定 額	円
受 領 済 額	円
今回概算交付請求額	円
残 額	円

別記第6号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

保健所長 様

住所

氏名（法人等の名称及びその代表者名）

年度消費税及び地方消費税仕入控除額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岐阜県結核予防費補助金について、岐阜県結核予防費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定又は事業実績報告額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（要県補助金返還相当額）  
金 円

（注）その他参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

第 号  
年 月 日

保健所長 様

住所  
氏名（法人等の名称及びその代表者名）

年度岐阜県結核予防費補助金交付要綱に基づく健康診断  
の実施について

このことについて、下記のとおり交付決定前に事業を実施することを計画して  
いますので、承認いただくようお願いします。

記

- 1 施設の所在地及び名称
- 2 実施予定日
- 3 健康診断の予定人数

区 分		予定人数
間接撮影	レンズカメラ	
	70mm ミラーカメラ	
	100mm ミラーカメラ	
直接撮影		
喀痰検査		
合 計		

- 4 交付決定前に実施する理由